

福祉生活病院常任委員会資料

(令和2年6月10日)

【 件 名 】

1 新型コロナウイルス感染症への対応について

(健康政策課) . . . 1

福 祉 保 健 部

新型コロナウイルス感染症への対応について

令和2年6月10日
健康政策課

1 鳥取県版 新型コロナ警報について

今後の新型コロナウイルスの感染拡大に備え、県民、企業、医療機関等にとってわかりやすい感染拡大リスクの指標を共有することにより、新型コロナウイルス対策を効果的に展開していくとともに、経済・社会活動や医療提供体制の持続化・安定化を図ることを目的に、6月3日から新型コロナ警報（暫定版）の運用を開始した。

今後、様々なご意見を踏まえて、専門家の意見を聴き、正式版とする予定である。

《新型コロナ警報（暫定版）》

区分		注意報	警報	特別警報
指標	新規陽性者数	1人 (東・中・西部いずれか)	全県で6人/週 (東部3人、中部2人、西部3人でも発動)	
	感染経路不明等	—	感染経路不明などで感染拡大のおそれ	
	病床・人工呼吸器	—	—	どちらかで稼働率50%超
活動制限	外出・イベント	○感染拡大を予防する事項の呼びかけを強化 ・手洗い励行、マスク着用 ・換気の徹底 ・施設内の消毒	○発生施設に関係する箇所、3密な場所 ○状況に応じて不要不急の外出自粛を要請 ○比較的規模の大きなイベント等から順次制限 ○必要性があると認められる業務や施設に限り要請	○8割の接触削減（生活維持に必要なものを除く外出自粛）
	学校	○感染者の学校休業が基本	○休業、分散登校等(全県も)	○全県で休業
医療強化	保健所	○疫学調査応援職員の派遣	○疫学調査応援職員の派遣 ○相談センター応援職員を派遣 等	
	医療・福祉	○施設内感染対策の確認 ○病床確保の準備 等	○施設内感染対策の徹底 ○必要物資の送付、空床確保 等	○病床・人工呼吸器 緊急調達 ○施設への医療人材の派遣 等
要請の法的根拠		協力依頼 等	法第24条第9項による要請等	法第45条も発動 等

2 鳥取県新型コロナウイルス対策専門家チームの設置

新型コロナウイルス感染症流行の早期探知と感染防止の強化やクラスターの発生防止を効果的に実施するため、6月1日に「鳥取県新型コロナウイルス対策専門家チーム」を設置した。

①戦略的サーベイランス実施班

県内における診療状況や新型コロナウイルスの検査状況、陽性者などの状況、及び国内外の情報を集約し、県内の流行予測などの分析を行う。

【メンバー】

鳥取大学医学部：医学部長 黒沢洋一、副学部長 景山誠二、教授 尾崎米厚
附属病院感染制御部 教授 千酌浩樹

鳥取看護大学：教授 荒川満枝

②感染防止指導班

新型コロナウイルス感染症に係る重症化リスクの高い者等が利用する施設に対する感染防止等に係る相談を行うとともに、必要に応じて実地指導を行う。

【メンバー】

既設の感染制御専門家チーム員のうち、協力の得られるメンバーで構成

3 医療体制の充実

ア 検査体制の充実

- 複数の検査手段により飛躍的に増加する検査へ対応する体制を整備
- 医療機関と連携して院内感染防止対策を強化

- ①各医療圏での検査充実（感染症指定医療機関、協力病院にもPCR検査機器導入）
 - ・医療現場における迅速かつ多数の検査体制を充実し、圏域内での検査体制を整備
- ②衛生環境研究所での検査充実
 - ・行政検査に加えて、幅広く地域が必要とする検査等も実施
- ③民間検査機関の活用
 - ・分娩前検査、手術前検査など緊急性を要しない検査について、民間検査機関を活用

イ 入院医療体制の充実

- 病床322床(重症者用48床)の増加
 - ・医療機関の実情に応じた施設整備(動線確保、陰圧室整備、病棟間仕切り設置など)の支援
- 宿泊療養施設約700室確保
 - ・医師会、看護協会と連携し充実した医療を提供
 - ・病院協会等への協力依頼による更なる人材確保

《県民へのメッセージ》

- 6月18日までの間、不要不急の北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県との往来はお控えください。このほかの地域と往来することは差し支えありませんが、行き先の府県が出す情報などに十分注意し、感染予防に心がけましょう。
- ただし、観光のための県外との往来について、鳥根県との往来を除き、6月18日までお控えください。
- 県内への外出につきまして、差し支えありません。みんなで、県内の観光地や飲食店などを応援しましょう。「新型コロナウイルス感染予防対策協賛店」のステッカーも参考にしてください。
- 「新型コロナ克服3カ条」を守って、しっかりと健康管理にあたりましょう。
(1) 人と人 間が愛だ (2) 三つもの 密だとミスだ (3) 幸せは 予防で呼ぼう
- 病気と闘っている患者さんやご家族、医療関係者を応援し、県外ナンバー車などへの親切心を県民の誇りとしましょう。

＜県内にいらっしゃった皆様へ＞

- 旧特定警戒都道府県から緊急事態宣言解除前に鳥取県へお越しの皆様、来県後14日間、やむを得ない場合を除き居宅・居所からの外出をお控えください。
- 現在感染が拡大している地域から鳥取県にお越しの皆様、感染している可能性も意識して、「三つの密」を避け咳エチケットにご配慮いただくなど、慎重な行動をお願いします。